

社会福祉法人山口県共同募金会 情報公開規程

平成13年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山口県共同募金会（以下「本会」という。）が保有する情報の公開に関し、必要な事項を定め、公正で透明性のある運営を推進することにより、本会に対する県民の更なる理解と信頼の確立を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「保有する情報」（以下「情報」という。）とは、本会が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、職員が組織的に用いるものとして本会が管理しているものをいう。

(公開の請求)

第3条 次に掲げる者は自己を特定したうえで本会会長（以下「会長」という。）に対し、本会の情報の公開を請求することができる。

- (1) 山口県内に住所を有する者
- (2) 山口県内に事務所又は支店を有する個人及び法人その他の団体並びにそれらに勤務する者
- (3) その他本会に寄付をした個人及び法人その他の団体

2 情報公開の請求は、原則として請求書（第1号様式）に記載した要件を備えた書面により行うものとする。

(公開する情報)

第4条 会長は、情報公開の請求があったときには、次の各号に掲げる場合を除き、情報を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利、利益を害するおそれのあるもの
- (2) 本会又は本会に関わりのある法人の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより本会又は当該法人の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの

(公開の義務)

第5条 会長は、第3条第1項の請求があった場合には、その請求者に対し、すみやかに、請求情報の公開の可否、範囲等について通知書（第2号様式・第3号様式）により通知するものとする。

2 請求情報のうち、本会以外のものに関する情報の場合には、そのものの同意を得て行うものとし、この旨を通知書（第4号様式）により請求者に通知する。

(公開の方法)

第6条 情報は、閲覧により公開を行うものとし、閲覧による公開ができ難い場合には、その写しを交付する方法により公開をする。

2 会長は、請求者に対し、写しを交付した場合には、交付に要した費用等の負担を求めることができる。

(委 任)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。